

■ 住宅用家屋証明

【証明手数料】 一通 1,300円 【発行窓口】北谷町役場 税務課 資産税係

1 個人が新築した住宅用家屋の場合

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅用家屋証明申請書 ② 住宅用家屋証明書 ③ 登記事項証明書、登記完了証、登記済証等 ④ 住民票 (まだ住民票の転入手続を済ませていない場合は申立書及び現住民票) ⑤ 認定長期優良住宅、低炭素建築物の場合はそれを証明できる副本及び認定通知書 ⑥ 税務証明交付・閲覧申請書
要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人が自己の居住の用に供する家屋であること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 区分建物については、耐火建築物又は準耐火建築物であること ④ 家屋全体の90%を超える部分が専ら自己の居住の用に供する家屋であること ⑤ 新築後1年以内に登記を受けること

2 個人が取得した建築後使用されたことのない住宅用家屋（建売住宅等）の場合

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅用家屋証明申請書 ② 住宅用家屋証明書 ③ 登記事項証明書、登記完了証、登記済証等 ④ 売買契約書 (ただし、取得年月日を確認できるものに限る)、売渡証書、登記原因証明情報（競落の場合は、代金納付期限通知書）等 ⑤ 直前の所有者の発行する当該家屋が未使用のものであることを証する書類 ⑥ 住民票 (まだ住民票の転入手続を済ませていない場合は申立書及び現住民票) ⑦ 認定長期優良住宅、低炭素建築物の場合はそれを証明できる副本及び認定通知書 ⑧ 税務証明交付・閲覧申請書
要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人が自己の居住の用に供する家屋であること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 区分建物については、耐火建築物又は準耐火建築物であること ④ 家屋全体の90%を超える部分が専ら自己の居住の用に供する家屋であること ⑤ 建築後使用されたことのない家屋であること ⑥ 新築後1年以内に登記を受けること

3 個人が取得した建築後使用されたことのある住宅用家屋（中古住宅）の場合

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 住宅用家屋証明申請書 ② 住宅用家屋証明書 ③ 登記事項証明書、登記完了証、登記済証等 ④ 売買契約書 <p>（ただし、取得年月日を確認できるものに限る）、売渡証書、登記原因証明情報（競落の場合は、代金納付期限通知書）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 住民票 <p>（まだ住民票の転入手続を済ませていない場合は申立書及び現住民票）</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥ 下記要件⑤を満たさない場合は、耐火基準適合証明書又は住宅性能評価書又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（当該家屋の取得の日以前2年以内に当該証明のための家屋の調査の終了、評価されたもの） ⑦ 税務証明交付・閲覧申請書
要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 個人が自己の居住の用に供する家屋であること ② 床面積が50㎡以上であること ③ 区分建物については、耐火建築物又は準耐火建築物であること ④ 家屋全体の90%を超える部分が専ら自己の居住の用に供する家屋であること ⑤ 昭和57年1月1日以後に建築されたもの ⑥ 取得原因が売買又は競落であること ⑦ 取得後1年以内に登記を受けること